



花かつみの里 2024



No. 21

「小中交流うねめ太鼓」

9月19日(木)に片平公民館において、本校6年生と片平中学校2年生による「小中うねめ太鼓交流会」を行いました。

中学生がうねめ太鼓に取り組む様子を見学したり、中学生が取り組んでいる曲の演奏を体験したりしました。

中学生が優しくていねいに太鼓のたたき方を教えてくれました。短い時間でしたが、小学生も太鼓のたたき方が上達しました。



よりよい成長を願って

年間計画にもあるように、10月3日(木)に、前期の学習活動の振り返りとして「通知票」を配付いたします。(⇒右記参照)

「通知票」は、子どもたちの学習や生活の足あとです。



特に、子どもたちの“よりよい成長を”と願いを込めて担任が書いた『お知らせ』の欄に書かれてあることをよくお読みになって、励ましの材料としてお役立てください。

「配布」と「配付」

「ちょっとだけ役に立つ話」

似た言葉として「配布」と「配付」があります。どちらを使うことが正しいのか判断に迷うことがよくあります。



実はこの2つの言葉には、明確な使い分けがあります。

どちらも同じ「配る」という意味をもつ言葉ですが、その後ろにつく漢字によって、配る対象が変わるのです。そのため、意味を考えずに使用してしまった際に、意味の取り違えなどが起こる可能性もあります。

「配布」とは、チラシを配ったり、政府などが国民にもものやお金を配ったりするときに使います。「配布」の「布」という漢字には、「一面に広げて行き渡らせる」という意味があるため、「配布」という言葉は、「不特定多数の大勢に配る」という意味になりました。

「配付」とは、手渡しで数名に手紙を配ったり、飲食店や小売店などで整理券を配ったりする場合などの「特定の人たちに配る」ことを指します。「配付」の「付」という漢字は、「手と手で人にものを渡す」という意味です。そのため、「配付」という言葉は、「限られた人たちだけに紙などの資料を配る」という意味の言葉になりました。

一般の生活の中では、「配布」と「配付」を使い分けるには、上記のルールで考えればよいのです。



しかし、公用文だけは、特別な場合(交付税など)を除いて、昭和29年11月以降に制定された法令用語として「配布」で統一することに決められています。

公用文とは「国や公共団体が出す文書や法令などに用いる文章」のことを言います。

ちなみに、多くの新聞やテレビのニュースでは「配布」が使用されています。

学校においても、「配る」という意味の言葉を用いる際は、「通知票」等の特別の場合以外は「配布」を使用することが多いようです。